

あさがおホールデイサービスセンター利用 重要事項説明書

第1号通所事業（朝来市日常生活支援総合事業）

当センターは朝来市の事業指定を受けています（朝来市指定2874900497号）

社会福祉法人ひまわり（以下「事業者」という。）は、あさがおホールデイサービスセンター（以下「センター」という。）において、契約者（以下、「ご利用者」という。）に対し、要支援認定者及び事業対象の方を対象とした第1号通所事業（以下、「総合事業」という。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、ご利用者には本人は元より立会者等の家族も含み、事業者はサービス従事者をはじめ全ての職員を含みます。

1. 施設経営法人

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ひまわり |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県朝来市新井148番地 |
| (3) 電話及びFAX番号 | 電話番号 079-677-1901 FAX番号 079-677-1988 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 岩田 優子 |
| (5) 設立年月 | 平成2年4月12日 |
| (6) インターネットアドレス番号 | http://himawari-mission.com/ |
| (7) メールアドレス | iwanegi@silver.ocn.ne.jp |

2. 運営方針（契約書第1条参照）

事業者は、あさがおホールデイサービスセンター運営規程に基づき、ご利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、日常生活上必要な世話及び機能訓練等の介護サービスを提供するとともに、事業の実施にあたっては、市をはじめ他の事業所や保健医療サービス事業所等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 利用施設の内容

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て |
| (2) 建物の延べ床面積 | 548.81㎡ |
| (3) 併設事業 | |

	事業の種類	指定年月日	事業者指定	定員
1	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	兵庫県指定 2874900539	61名
2	短期入所者生活介護	平成12年4月1日	兵庫県指定 2874900505	1人
3	介護予防短期入所者生活介護	平成18年4月1日		
4	居宅介護支援	平成30年4月1日	朝来市指定 2874900513	—
5	介護予防支援	令和8年5月1日	朝来市指定 2874900513	
6	介護予防ケアマネジメント	—	委託事業	
7	特定施設入居者生活介護	平成18年10月1日	兵庫県指定 2874900356	26名
8	介護予防特定施設入居者生活介護			

(4) 施設の周辺環境

風向明媚な朝来市の立地し、播但連絡道の利用により南北の交通も大変便利です。

4. 利用施設

当センターは、特別養護老人ホームあさがおホールに併設されています。

(1) 施設の種類 第1号通所事業（朝来市日常生活支援総合事業）

平成29年4月1日指定朝来市2874900497号

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むため必要な共用施設等をご利用いただき、総合事業のサービスを提供します。

(3) 施設の名称 あさがおホールデイサービスセンター

(4) 施設の所在地 兵庫県朝来市新井148番地（新井駅から徒歩で北へ約15分）

(5) 電話及びFAX番号 電話番号 079-677-1901 FAX番号 079-677-1988

(6) メールアドレス iwanegi@silver.ocn.ne.jp

(7) 管理者氏名 藤本 智也

(8) 開設年月日 平成9年6月23日

(9) 通常の実施地域 朝来市旧朝来町

(10) 開所日 元日、大掃除の日を除く月曜日から土曜日

(11) 開所時間 9:30～16:45

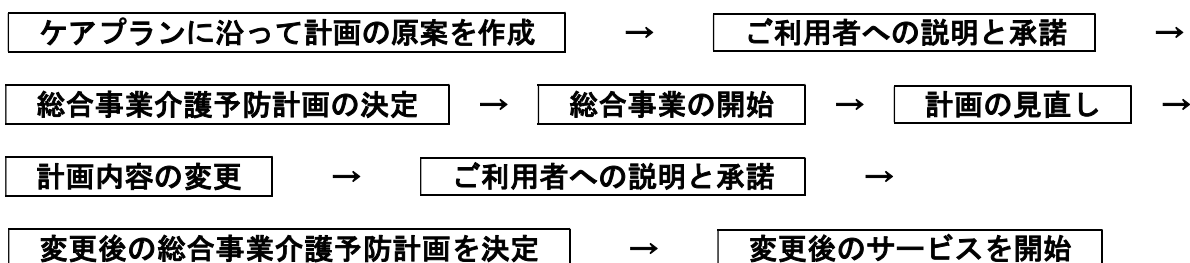
(12) 受付時間 24時間 365日

(13) 利用定員 18人/日

5. 契約締結からサービス提供まで（契約書第3条参照）

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針は、契約後、事業者が作成する総合事業介護予防計画に定めます。

また、総合事業介護予防計画はご利用者の在宅サービスを担当する介護支援専門員が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に沿った計画とします。総合事業介護予防計画の作成及びその変更は次の通り行います。



※ 総合事業介護予防計画の見直しは、居宅サービス計画と調整しながら、必要に応じて又はご利用者等の要請に応じて行います。

6. 職員の配置状況

センターでは、ご利用者に対して総合事業のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については、配置基準を遵守しています。

職 種	配 置 数	配 置 基 準
管理者	1 名	1 名（常勤・兼務可）
生活相談員	1 名以上	1 名以上（常勤1 名以上）
介護職員	2 名以上	1 名以上（常勤1 名以上）
看護職員	1 名以上	専従1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上	専従1 名以上※兼務可

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
管理者	9：00～18：00
生活相談員	8：30～17：30
介護職員	8：30～17：30
看護職員	8：30～17：30
機能訓練指導員	機能訓練提供時間

＜配置職員の職種＞

職 種	内 容
管理者	従業者の管理と総合事業のサービスの実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
生活相談員	日常生活の介護、並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 （機能訓練指導員と兼務する場合があります）
介護職員	健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護、介助等を行います。 （機能訓練指導員と兼務する場合があります）
看護職員	健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護、介助等を行います。
機能訓練指導員	機能訓練を担当します。

7. 契約期間（契約書第2条参照）

本契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の1ヶ月前までにご利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新され、その後も同様とします。

8. 他のサービス事業者との連携（契約書第4条参照）

事業者は、総合事業を提供するに当たり、ご利用者の居宅サービスを計画する居宅介護支援事業所やご利用者に関係する保健医療サービス、福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

9. 介護保険制度に基づくサービス（契約書第5条参照）

センターでは朝来市における総合事業に基づくサービスを提供します。このため、サービス利用料金の内9割が朝来市から給付され、ご利用者の負担は1割となります。ただし、ご利用者の所得が一定以上ある場合は自己負担が2割又は3割(平成30年8月から)になる場合があります。（市が交付する負担割合証参照）

（1）サービスの概要

① 食事の提供と介護

- ・ センターでは栄養士の献立のもと健康を保つために、栄養バランスのとれた食事を用意しております。
- ・ 調理業務は専門業者に委託します。
- ・ 契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴の介護

- ・ 入浴又は清拭を行います。体が不自由でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄の介護

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練の実施

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理及び療養上のお世話

⑥ 送迎の実施

- ・ ご利用者のご自宅と事業者間の安心・安全な送迎に心掛けます。

⑦ 定例行事及び全員が参加できるレクリエーションの実施

（2）サービス利用料金（契約書第7条参照）

利用者が支払うサービス利用料は下記の料金表のとおりです。

《総合事業のサービス利用料》

自己負担1割合（単位：円）

通常の場合

区 分	支援1	支援2
法定のサービス 利用料金（月額）	17,980	36,210
利用者負担金 （月額）	1,798	3,621

契約期間が1ヶ月に満たない場合

区 分	支援1	支援2
法定のサービス 利用料金（日額）	590	1,190
利用者負担金 （日額）	59	119

自己負担2割合（単位：円）

通常の場合

区 分	支援1	支援2
法定のサービス 利用料金（月額）	17,980	36,210
利用者負担金 （月額）	3,596	7,242

契約期間が1ヶ月に満たない場合

区 分	支援1	支援2
法定のサービス 利用料金（日額）	590	1,190
利用者負担金 （日額）	118	238

自己負担3割合（単位：円）

通常の場合

区 分	支援1	支援2
法定のサービス 利用料金（月額）	17,980	36,210
利用者負担金 （月額）	5,394	10,863

契約期間が1ヶ月に満たない場合

区 分	支援1	支援2
法定のサービス 利用料金（日額）	590	1,190
利用者負担金 （日額）	177	357

※ 上欄の料金は令和6年4月1日現在のものです。

（3）サービス利用料金の加算（契約書第7条参照）

センターは、専門職の体制強化や個別の機能訓練等で、ご利用者の皆様へのサービスの充実とより安心して生活していただくことに努めています。このため、ご利用者の皆さんに朝来市において認められたサービス費の加算をお願いしております。

《総合事業の加算》

金額はご利用者の負担分で、1割負担の場合としています。

単位：円

加算の項目	加算対象サービスの概要	単価／月又は回
科学的介護推進体制加算	事業所が、心身の状況等に係る基本的な情報を国へ提出、そのフィードバックの活用によって、サービスの質の向上を図る取り組み	40/月
栄養アセスメント加算	各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を説明、相談等を行った場合	50/月
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ	ご利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報提供している場合	20/回 （6月に1回限度）
	ご利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかについて確認を行い、情報提供している場合	5/回 （6月に1回限度）
栄養改善加算	管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、栄養状態の改善を図るためのサービスを実施した場合	200 （月2回限度）

加算の項目	加算対象サービスの概要	単価／月又は回
口腔機能向上加算 Ⅰ・Ⅱ	歯科衛生士等が口腔機能改善計画を作成し、口腔機能改善のサービスを実施した場合	150 (月2回限度)
	歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を国へ提出、そのフィードバックの活用によって、サービスの質の向上を図る取り組み	160 (月2回限度)
生活機能向上連携 加算Ⅰ・Ⅱ	ICTを活用した動画等により、利用者の状態(ADL・IADL等)を把握した上で助言を行った場合	100/月
	理学療法士等が3カ月に1回以上、通所介護事業所を訪問して、助言を行った場合	200/月
生活機能向上グループ活動加算	生活機能の向上を目的として、グループに対して日常生活上の支援活動を実施した場合	100
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士又は3年以上勤続の職員を一定以上配置した場合	支援1：24～88 支援2：48～176

※サービス向上のための職員賃金体制強化加算（介護職員等処遇改善）

基本サービス費と各種加算の合計額の12.7%が加算額となります。

（４）総合事業の改正に伴う利用料金の変更（契約書第8条参照）

朝来市の介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の改正により利用料金を変更する場合がありますが、その際には、あらかじめご利用者へ説明いたします。

10. 総合事業以外のサービス（契約書第6条参照）

センターでは、ご利用者の皆さんにより快適にお過ごしいただくため、総合事業以外のサービスを提供させていただきます。主なサービスは次のとおりですが、このサービスは総合事業から給付されませんので全額ご利用者の負担となります。

（１）サービスの概要と利用料金

サービスの種類	サービスの概要
レクリエーション、教養・娯楽、クラブ活動	教材等の材料費を実費でいただきます。 コピー代は、白黒20円／枚、カラーは40円／枚
施設に出張する理美容	理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪） 美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪） 利用料金：1回あたり2,500円～6,500円
食費	940円（昼食代740円＋おやつ、フリードリンク代200円） 時間外における追加の食費は1回あたり720円
特別な食事	ご利用者のご希望に基づき、必要となる食品類は、ご利用者で持ち込みいただきます。
複写物の交付	1枚につき20円、サービス提供記録など
デイサービスの延長	1時間あたり1,800円、ご利用時間が8時間以上になる場合

サービスの種類	サービスの概要
感染予防関連	1日あたり100円（殺菌消毒や衛生対応に伴う各種消耗品代） 体調不良に伴うマスク提供（1枚10円）

（２）利用料金の変更（契約書第８条参照）

各種のサービス単価等は経済状況等諸般の事情で変更することがあります。その場合は事前に変更内容と事由についてご利用者等にご説明します。

１１．利用料金のお支払い（契約書第９条参照）

センターでの利用料金は、１ヶ月ごとに計算してご請求しますので、請求月の月末までに以下の方法でお支払い下さい。１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- （１） **次の金融機関からの口座による自動引き落としを基本**とさせていただきます。なお、口座振替手数料はご利用者の負担とさせていただきます。

「但馬銀行」 「たじま農協」 「ゆうちょ銀行」

- （２） ご利用者の都合により、上記自動引き落とし以外の方法による支払を希望される場合は、窓口での現金支払や下記指定口座への振り込みでも結構です。（振込手数料をご負担願います）

但馬銀行 新井支店 普通預金 口座番号 ; 7121879
<口座名義;特別養護老人ホームあさがおホール 施設長 藤本 智也>

１２．サービス提供における事業者の義務（契約書第１０～１２条参照）

当センターでは、サービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等安全やプライバシーの保護に配慮するなど、次のことを守ります。

（１）ご利用者の生命、身体、財産の安全確保

- ① ご利用者の体調、健康状態には常に注意し、必要な場合には医師や看護職員と連携のうえ適切に対処します。
- ② 感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐために委員会を設置し、感染予防に関する指針の遵守や職員研修を行うとともに、感染症の発生が疑われる際は指針に従い対応します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

（２）介護サービスの提供に係る配慮

- ① 介護上の事故防止及び発生時の対応は、事故発生時の対応に関する指針に従い対応します。また、事故の報告を分析するとともに、改善策を検討する委員会を設置し、職員への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。

（３）虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発の防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業者では法人全体で虐待防止検討委員会を設け、その責任者は理事長が指名します。

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事員に周知徹底を行います。
- ③ 虐待防止のための指針の整備を行います。
- ④ 従事員に対して、虐待を防止するための年2回以上の研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（４）身体拘束等について

- ① ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行います。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備を行います。
- ④ 従業員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

（５）個人情報の保護等

- ① サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ② ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。
- ③ ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理すると共に、処分する際にも、第三者への漏洩を防止します。
- ④ ご利用者等が個人情報の照会などをご希望される場合は、施設担当の窓口にて適切に対応させていただきます。
- ⑤ ご利用者に提供したサービスの記録は5年間保管します。この記録はご利用者等がいつでも閲覧できるとともに、必要であれば写しも交付します。
- ⑥ 事業者が高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報を行う場合は、守秘義務違反の責任を負わないものとします。

13. 損害賠償（契約書第13条参照）

センターにおいて、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。第11条第4項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。（事業活動包括保険に加入）

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況により、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

14. 契約の終了（契約書第14条参照）

（1）以下の各号の一に該当する場合は、本契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② ご利用者の心身の状況が、要介護認定により自立と判定された場合
- ③ 事業者が、災害等の事由によりサービスの提供が不可能になった場合
- ④ ご利用者と事業者との間で総合事業の契約が終了した場合
- ⑤ ご利用者が、利用料の値上に同意できなくて契約の解約を行う場合

（2）契約者は、事業者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

（契約書第15条参照）

- ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める総合事業のサービスを実施しない場合
- ② 事業者が第10条第4項に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（3）契約者からの中途解約（契約書第16条参照）

- ① 契約の有効期間であってもご利用者から契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書の提出が必要です。
- ② ご利用者がサービス利用料金（介護保険給付対象外を含む）の変更に同意できない場合やご利用者が入院した場合にも契約を解約できます。この場合は即時に契約解約することができます。

（4）事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。（契約書第17条参照）

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、第9条に定めるサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、事業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

15. 緊急事態発生時の対応（契約書第10条参照）

ご利用者が、事故及び身体状況の急激な変化等で緊急に対応を必要とする状態になった場合は、速やかにご家族等へ連絡し、連携しながら対処します。また、救急搬送が必要であると判断した場合は直ちに救急車の要請を行います。

16. 苦情や相談の受付（契約書第18条参照）

（1）当施設における苦情や相談の受付

苦情・相談受付担当者	生活相談員 北林 大悟
苦情解決責任者	管理者 藤本 智也
受付時間	午前9時～午後6時 (24時間、365日、電話でのご相談も受け付けます) 電 話 : 079-677-1901、 F A X : 079-677-1988
第三者委員	澤田 忍 (学識経験者) 株式会社澤田モータース 電話 : 079-649-3183

☆ 苦情等はあさがおホールデイサービスセンターが受け付けて、第三者委員と協議の上第三者委員から連絡させていただきます。

☆ 第三者委員も苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

（2）行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号	
	電話番号	078-332-5617	F A X 078-332-5650
	受付時間	8 : 45～17 : 15 月曜日～金曜日	
朝来市健康福祉部高年福祉課	所在地	朝来市和田山町東谷213-1	
	電話番号	079-672-6124	F A X : 079-672-4109
	受付時間	8 : 30～17 : 15 月曜日～金曜日	

※ 当法人は「弁護士法人 生駒法律事務所」と顧問契約を交わしています。

17. 協議事項（契約書第19条参照）

本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、ご利用者と誠意をもって協議します。

重要事項説明書の記載内容を変更する場合は、ご利用者等に事前に説明し、同意をいただいた上で変更します。
--